

生物多様性かわさき戦略の改定の基本的な考え方について

(答申)

令和3年2月16日

川崎市環境審議会



## はじめに

令和元年5月16日付け31川環調第16号により、川崎市長から環境審議会に、生物多様性かわさき戦略の改定の基本的な考え方について諮問がなされ、専門的な審議を行う必要があることから、緑と公園部会及び生物多様性戦略改定部会に付議し、6回にわたり、具体的な調査・審議を行ってきたところである。

私たちの暮らしは、自然から得る豊かな恵みを活用することで成り立っている。この自然の恵みは生物多様性から得られるものであるが、この生物多様性の損失は続いているとされている。

川崎市においては、生物多様性に関する課題のうち、市域の地域特性と生態系の多様性に着目し、生物多様性からもたらされる恵みを持続的に享受し、潤いのある豊かな地域を形成していくために、生物多様性の保全に取り組む意義、戦略の持つ役割を踏まえて、生物多様性基本法に基づく地域戦略として、平成26(2014)年度に「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」を策定し、取組を進めてきた。

都市化が進む川崎市において、地域の自然や文化等に改めて目を向け、地域特性をしつかりと捉えることが、生物多様性の保全の取組を進めるにあたっては重要であることから、今回の改定の考え方については、『流域』に着目し、その流域ごとに地域の特徴を把握するとともに、これまでの取組状況等を踏まえて、審議をしてきたところである。

こうした審議を経て、生物多様性かわさき戦略の改定の基本的な考え方について、環境審議会として審議結果を取りまとめたので、ここに答申する。

## 目次

第1章 川崎市における生物多様性の状況について.....	1
1 戦略の改定の趣旨.....	1
2 生物多様性について.....	3
3 国内外の動向.....	6
4 川崎市の概況.....	8
5 川崎市における生物多様性に関連する施策等.....	12
第2章 戦略改定の基本的な考え方.....	15
1 戦略改定の基本的な考え方.....	15
2 めざす方向.....	16
3 改定の柱.....	18
第3章 戦略の基本的事項.....	20
1 戦略の基本的な考え方.....	20
2 戦略の位置づけ.....	20
3 戦略の期間と対象区域.....	21
4 基本理念と基本方針.....	21
5 将来ビジョン.....	23
第4章 生物多様性の保全に向けた施策.....	30
1 施策別取組方針.....	31
2 戦略的な取組.....	33
3 リーディング・プロジェクトについて.....	36
4 基本施策.....	44
5 生態系エリアごとの取組の方向性.....	52
第5章 生物多様性の保全の推進と進行管理.....	89
1 各主体に期待される主な役割.....	89
2 進行管理について.....	90

参考資料	91
参考資料 1 現行戦略における生態系エリア	91
参考資料 2 現行戦略の取組状況の振り返り	94
参考資料 3 生き物の生息・生育環境の地域特性について	108
付属資料	114
資料 1 川崎市環境審議会開催経過	114
資料 2 川崎市環境審議会委員名簿	115

#### コラム

- 市民緑地認定制度の活用 ……P. 72
- 今の二ヶ領用水 ……P. 74
- 緑化推進重点地区 ……P. 78
- 事業所緑化（緑の基本計画より） ……P. 86
- リーディング・プロジェクトと日本の4つの危機との関連 ……P. 97

## 第1章 川崎市における生物多様性の状況について

### 1 戦略の改定の趣旨

川崎市では、生物多様性に関する課題のうち、市域の地域特性と生態系の多様性に着目し、生物多様性からもたらされる恵みを持続的に享受し、潤いのある豊かな地域を形成していくために、生物多様性の保全に取り組む意義、戦略の持つ役割を踏まえて、平成 26（2014）年度に生物多様性基本法に基づく地域戦略として、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」(以下「現行戦略」という。)を策定し、取組を進めてきた。

生物多様性を取り巻く状況については、国際的には、平成 27（2015）年に国連において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、この中で「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられているとともに、令和 2（2020）年までの国際目標である「愛知目標」の次の目標の決定に向け、COP15（生物多様性条約第 15 回締約国会議）での策定に向けた取組が進められている。また、国においても、生物多様性を含む環境施策全体の基本計画である「第 5 次環境基本計画」を平成 30（2018）年に策定し、その中で平成 24（2012）年に策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」については、「COP15 で決定されることが見込まれるポスト愛知目標などを踏まえて、2021 年以降に同戦略を改定する」としており、令和 2（2020）年以降の国家戦略の策定に向けて議論を進めているところである。

現行戦略については、「多様な緑と水 人や生き物がつながり 都市と自然が共生するまち かわさき」を基本理念とし、3 つの基本方針「人と生き物をつなげる」、「生き物をつなげる」、「情報をつなげる」を掲げ、基本方針ごとに 7 つの施策別取組方針を定め、重要かつ先行的な取組として、それぞれリーディング・プロジェクトを設定するとともに、地域特性を踏まえた生態系エリアを設定し、取組を進めてきた。

こうしたことから、社会状況の変化とともに、生態系エリアの特徴や現行戦略におけるリーディング・プロジェクトの取組状況を踏まえ、改定をする必要がある。

## 【参考】生物多様性に取り組む意義及び戦略の役割

川崎市において、生物多様性の保全に取り組むことの意義については、現行戦略において次のとおりまとめられている。

<p>○地球環境への配慮の推進</p> <p>地球温暖化の進行は、生態系のバランスを崩す要因の一つとなっている。また、生き物にとって重要な生息・生育環境である緑は、同時に CO<sub>2</sub> の吸収源でもある。環境先進都市として総合的に環境問題に取り組んできた川崎市としては、引き続き地球温暖化対策と生物多様性の保全を含めて総合的に取り組むことに意義がある。</p>
<p>○次世代への継承</p> <p>市街化が進展している川崎市においても、多摩丘陵や多摩川、海等の自然環境に、人と生き物とが関わりながら育まれてきた固有の景観が残っている。これらの自然環境等を通じた生き物とのふれあいを通して、市民が生き物との関わりを再認識するとともに、環境に配慮した活動や取組の輪を広げることで“ふるさと川崎”の姿を次世代に継承していくことに意義がある。</p>
<p>○広域的な視点</p> <p>生き物は様々な自然環境や生き物同士の関わりによって存在し、その生息・生育環境は、緑や水等の様々な環境要素が有機的につながって存在しており、土地利用や行政界を越えた広域的な視野を持つことも重要である。これまでも取り組んでいる多摩川や多摩・三浦丘陵等における広域連携をはじめとする近隣他都市や多様な主体と連携した取組を進めるとともに、生き物の生息・生育環境の連続性の確保に向け、引き続き取り組んでいくことに意義がある。</p>
<p>○持続可能な都市づくり</p> <p>都市化が進行する中で、人と生き物との調和を図っていくことが大切であり、残された自然環境を保全、活用し、生き物の生息・生育環境の再生を図るとともに、生物多様性に配慮した行動の促進や自然環境と調和した都市活動により、持続可能な都市づくりに向けて取り組んでいくことに意義がある。</p>
<p>○魅力あるまちづくり</p> <p>市内の農地や緑地等に存する生物資源は、経済、文化、レクリエーション等における地域固有の資源である。市域の生物多様性の価値を正しく認識・利活用することで、市民とともに魅力あるまちづくりに取り組み、市域内外に向けて川崎市の魅力を発信していくことに意義がある。</p>

また、現行戦略において、川崎市における生物多様性の保全に取り組む上で戦略の持つ役割を次のようにまとめている。

<p>○市の施策を生物多様性の保全という観点で横断的に体系整理し、総合的かつ計画的に施策を推進するための指針とする。</p>
<p>○様々な行政施策に生物多様性への配慮意識の浸透を図る。</p>
<p>○多様な主体との連携に向けて生物多様性の保全においてめざす将来の姿を描いて共有する。</p>

## 2 生物多様性について

### (1) 定義・意義

生物多様性とは、多くの種類の生き物全てが、複雑に関わり合って存在していることをいう。地球上に生命が誕生して以来、森林・草地・河川などの様々な自然環境に適応して進化し、現在の多様な生物とそれらのつながりがつくり上げられてきた。生物多様性条約では、この生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの多様性があるとしている。

私たちの暮らしは、豊かな自然がもたらす恵みを受け取って成り立っている。この自然がもたらす恵みは、多くの生物が関わり合う生物多様性から得られるものであり、生物多様性が私たちのいのちや暮らしを支えているのである。



(出典) 「生物多様性広報パネル 自然のめぐみ」(環境省)

都市化が進み、人口が集中する川崎市においても、地域特有の自然や文化等が育まれ、様々な自然がもたらす恵みを受け取っていると同時に、市域外の多くの恵みに支えられている。このように、私たちに多くの恵みを与えてくれる生物多様性を、将来の世代に引き継ぐことが大切である。

## (2) 私たちの生活との関わり

私たちが受け取っている自然の恵みは、「豊かな暮らしの基礎・有用な価値」、「豊かな文化の根源」、「すべての生命の存立基盤」、「自然に守られる私たちの暮らし」の4つの項目に分類されている。それぞれの項目について、川崎市との関わりとしては次の例が挙げられる。

### 1 豊かな暮らしの基礎・有用な価値

(食べ物、水、紙、木材、繊維、燃料、医薬品などの原材料の供給)

#### 【食べ物(かわさきそだち)】

人口150万人を超え、産業・工業といったイメージが強い川崎市ですが、実は農地が約530ha(等々力陸上競技場4.4ha、約120個分)存在します。

市では、野菜、果物など様々な農作物が栽培されており、地域で採れた新鮮な農作物を楽しむことができます。



柿生禅寺丸柿

鎌倉時代に発見された、日本で最初の甘柿とされる禅寺丸柿。



菅の「のらぼう菜」

多摩区菅地区の農家が江戸時代から代々受け継いできたアブラナ科の野菜。

### 2 豊かな文化の根源

(自然と共生してきた知恵と伝統、レクリエーションや観光の場と機会、豊かな文化・芸術、神秘的体験)

#### 【二ヶ領用水】

二ヶ領用水は多摩川における最古級の農業用水の一つとされています。近世から現在に至る川崎発展の歴史を理解するうえで意義深いものであることから、二ヶ領用水の一部(約9.2km)については、令和2(2020)年3月10日付けで、文化財登録(国登録記念物(遺跡関係))されています。

農業・工業用水として利用されてきた二ヶ領用水は、現在市民の方が親しめる空間として一部区間整備され、地域の人々に利活用されています。



多摩区宿河原周辺の二ヶ領用水

### 3 すべての生命の存立基盤

(酸素の供給、気温・湿度の調節、豊かな土壌、遺伝的多様性の保全、水や栄養塩の循環)

#### 【生田緑地】

クヌギ、コナラ等の雑木林や谷戸部の湿地、湧水等の貴重な資源が市民の方々の継続的な保全活動などにより残されています。多様な在来植物が生息しているほか、ゲンジボタルなど貴重な生物が生息しています。

生田緑地のようなまとまりのある緑は、蒸散作用による地表面の高温化の防止・改善機能により、ヒートアイランド現象の緩和に寄与しているほか、光合成による酸素の供給・二酸化炭素の吸収により地球温暖化防止にも寄与しています。



ホタルの里



野鳥の森

### 4 自然に守られる私たちの暮らし

(暴風や洪水による被害の緩和、水源かん養、干ばつ防止、山地災害・土壌流出の防止、病害虫・病原菌の発生の抑制)

#### 【街路樹】

街路樹には、風速を減衰させることにより強風を防ぐだけでなく、風により飛んでくる土ぼこりや塩分、雪などを防ぐ機能や、火災の延焼を緩和する機能があります。



市役所前通りのイチョウ並木

#### 【樹林地、農地及び水辺地等】

樹林地、農地及び水辺地等は、雨水を貯留・浸透する機能(保水力)を有しており、雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減に寄与します。

麻生区黒川付近は緑豊かな三沢川の上流に位置する地域になり、この地域で保水力を低下させないよう緑地の保全を行うことで、下流域にも良い影響を与えていると推測されます。



黒川海道特別緑地保全地区

### (3) 生物多様性の危機

「生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24（2012）年 9 月）」によると、人間の暮らしに必要な生物多様性の損失は今も継続しているとされている。また、日本では、生物多様性の危機の構造は、4 つに整理することができるかとされている。第 1 の危機は「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」、第 2 の危機は「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」、第 3 の危機は「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」、第 4 の危機は「地球環境の変化による危機」である。

## ○ 生物多様性に迫る危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

### ■ 日本の生物多様性の危機

#### :: 第1の危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

#### :: 第2の危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

#### :: 第3の危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

#### :: 第4の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

図 1-1 生物多様性の危機

(出典) 「生物多様性 -Biodiversity- わかる 生物多様性とは」 (環境省) より

### 3 国内外の動向

#### (1) 国際的な動向

##### ア 生物多様性条約締約国会議 (COP)

平成 4 (1992) 年にブラジル・リオデジャネイロでの地球サミットで生物多様性に関する条約が採択され、その後、平成 22 (2010) 年に愛知県で開催された COP10 で愛知目標を採択した。平成 26 (2014) 年に開催された COP12 において決定された愛知目標の中間評価では、取組は全体的に進んでいるものの、愛知目標の達成にはさらに加速する必要があるとされた。さらに、平成 30 (2018) 年に COP14 がエジプトで開催され、次期目標の検討プロセスの採択などがされている。次期目標については、令和 2 (2020) 年に開催予定の COP15 において採択が予定されていた。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 (2020) 年 10 月に開催予定であった COP15 が令和 3 (2021) 年に延期されるなど、ポスト 2020 生物多様性枠組の検討スケジュールが後ろ倒しとなっている。

令和 2 (2020) 年 9 月には、地球規模生物多様性概況第 5 版 (Global Biodiversity Outlook5 (GB05)) \*が公表された。環境省によると、GB05 に記載されている主なポイントは、「ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標で完全に達成できたものはない」、「達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要なとされる内容と必ずしも整合性していなかったことを指摘」などとなっている。

※これまでの GB0、各国から提出された国別報告書、IPBES アセスメント等の既存の生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の達成状況について分析した報告書

##### イ 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年に国連において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中に「持続可能な開発目標 (SDGs)」(以下「SDGs」という。)として 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられている。国においては、平成 28 (2016) 年に、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が決定され、8 つの優先課題の一つとして「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が定められている。

川崎市においても、令和元 (2019) 年 7 月に SDGs 未来都市に選定されるなど、「川崎市持続可能な開発目標 (SDGs) 推進方針」に基づき、取組を推進している。



図 1-2 持続可能な開発目標 (SDGs)

## (2) 日本の動向

### ア 生物多様性国家戦略

平成 24 (2012) 年に愛知目標を踏まえて、第 5 次となる「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、取組を推進している。平成 30 (2018) 年に策定された「第 5 次環境基本計画」では、COP15 で採択予定のポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえて、生物多様性国家戦略の改定が求められていることから、次期国家戦略の策定に向けて、次期生物多様性国家戦略研究会での検討や中央環境審議会での審議を行うとしている。

一方で、ポスト 2020 生物多様性枠組の検討スケジュールが後ろ倒しとなっていることから、次期国家戦略の策定期間も令和 3 (2021) 年夏以降に後ろ倒しになる可能性を示唆している。

### イ 第 5 次環境基本計画

平成 30 (2018) 年に策定された「第 5 次環境基本計画」では、持続可能な社会を実現していくためには、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であるとされている。環境・経済・社会の統合的な向上に向けて、前述の SDGs の他に、グリーンインフラストラクチャー<sup>※1</sup> や生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)<sup>※2</sup>、生態系を活用した適応策 (EbA)<sup>※3</sup> など、自然環境や生態系サービスを有効に活用する考えが示されている。

※1 グリーンインフラストラクチャー：土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会によって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようとする考え方

※2 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)：生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方

※3 生態系を活用した適応策 (EbA)：気候変動に対する全体的な適応戦略の一部として生物多様性や生態系サービスの活用など自然環境や生態系サービスを有効に活用する考え方

### ウ 新しい生活様式への移行

新型コロナウイルス感染症は、令和元 (2019) 年 12 月の確認後、世界的に感染が広がっていった。国内においても、この感染拡大により、日常生活や社会経済に大きな影響を及ぼしており、新型コロナウイルス対策を取り入れた日常生活である「新しい生活様式」が示されている。

こうした中、新型コロナウイルスが終息した後の経済対策として、経済復興と脱炭素社会への移行を同時に取り組む「グリーン・リカバリー」の考え方が広がっている。気候変動問題は、種の絶滅・生育域の移動、減少、消滅など生物多様性の損失につながる可能性があり、気候変動の影響を抑える脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることは、生物多様性の保全にも寄与するものである。

#### 4 川崎市の概況

##### (1) 社会的な状況

現在の川崎市の都市的土地利用率は約 86%、144.35km<sup>2</sup>の市域に約 154 万人（令和 2（2020）年 9 月 1 日現在）が居住している。

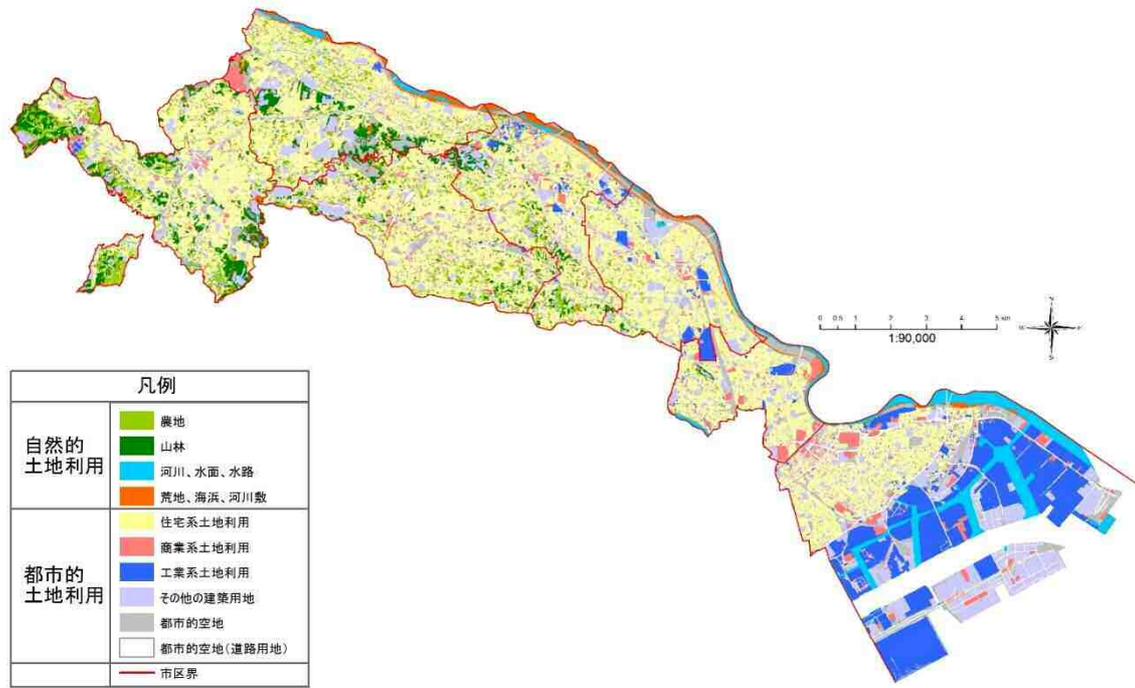


図 1-3 土地利用現況図（平成 27（2015）年度）

（川崎市の土地利用現況 平成 27（2015）年度調査結果より）

国全体では、人口が減少する中、川崎市では増加が続いている。ただ、令和 2（2020）年には、65 歳以上の人口比率が 21%を超える超高齢化社会が到来し、令和 12（2030）年に人口が 158.7 万人とピークを迎え、その後減少に転じることが見込まれている。

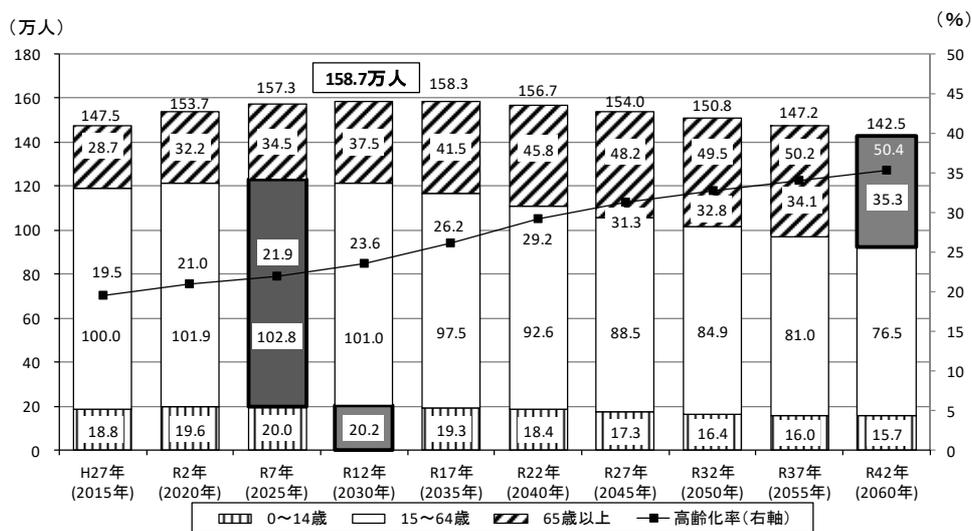


図 1-4 川崎市将来人口推計（平成 29（2017）年 5 月）（川崎市資料より）

## (2) 自然環境の状況

川崎市の自然的環境分布は、「川崎市緑の基本計画」（以下「緑の基本計画」という。）による次のとおりである。自然的環境の分布とは、樹木の集団（300 m<sup>2</sup>以上のまとまりのある樹林地（緑地を含む）の面積を空中写真で把握）、農地（固定資産概要調書により把握）、河川等（河川、ため池等の面積を空中写真で把握）、運河（運河の面積を空中写真で把握）である。

樹木の集団（300 m<sup>2</sup>以上）は、川崎区、幸区、中原区では点在して分布しており、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の多摩丘陵の一角をなす地域には、比較的まとまりのある樹林地が多く分布している。

農地は、幸区鹿島田、小倉を境に市南東部にはほとんど見られないが、北西部の高津区、宮前区、多摩区、麻生区には比較的多くの農地が分布している。また、黒川、早野、岡上地区の農業振興地域にはまとまった農地の分布が見られる。

河川等は、多摩川をはじめとした河川、水路等が市域全体に分布しており、臨海部には広大な面積を有する運河が分布している。

都市的土地利用率の高い川崎市においては、北西部には多摩丘陵が広がり、丘陵部と多摩川低地の間には多摩川崖線があり、河川、臨海部の海とともに川崎市を特徴づける重要な自然的環境資源となっている。



多摩丘陵軸の緑

(川崎市緑の基本計画（平成 30（2018）年）)



多摩川崖線軸の緑

(川崎市緑の基本計画（平成 30 年（2018）年）)



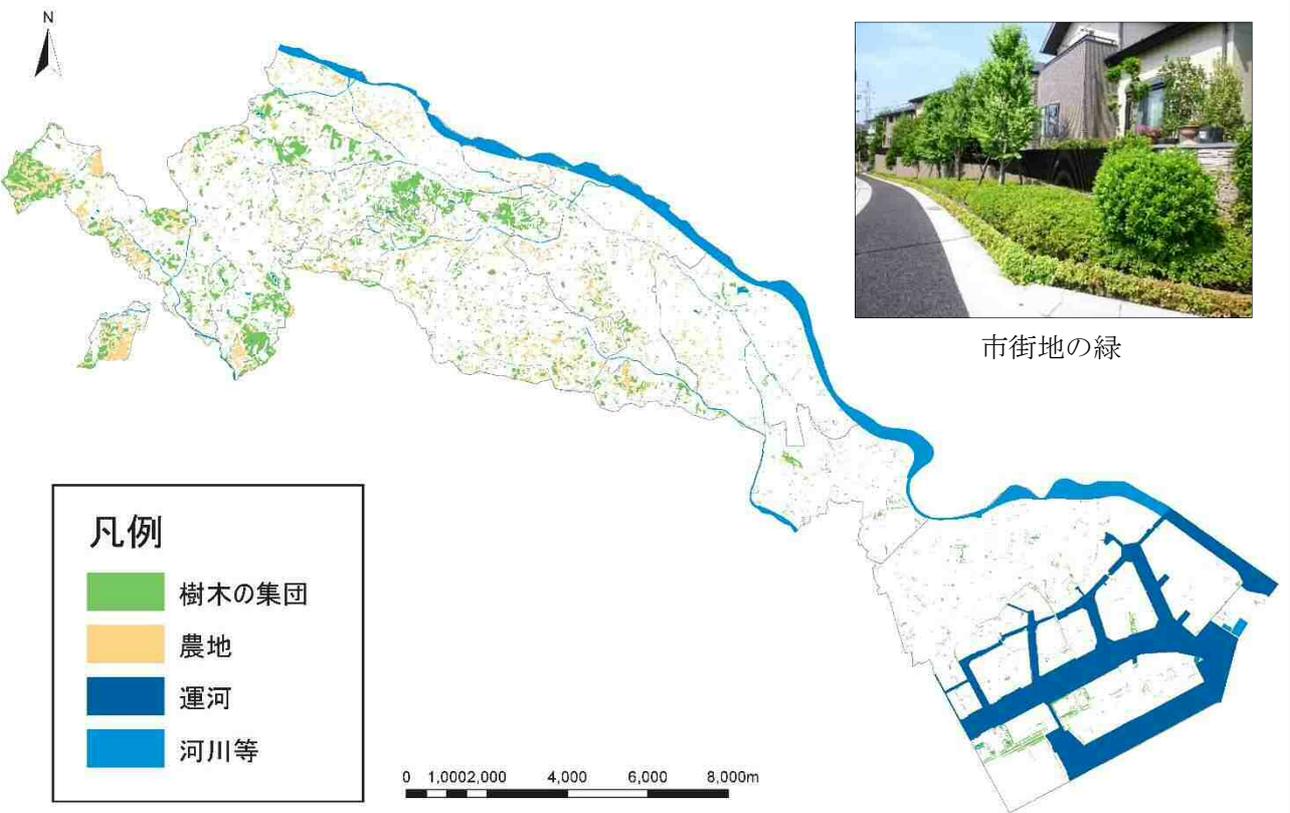
樹林地（生田緑地等）



住宅地の農地



多摩川河川敷



市街地の緑



農地（農業振興地域等）



市内河川、水路



臨海部の緑

図 1-5 自然的環境の分布（川崎市緑の基本計画（平成 30（2018）年））

川崎市を河川流域別にみると、大きくは多摩川流域と鶴見川流域に位置している（図 1-6）。

市内河川の流域としては、多摩川水系の河川では、五反田川、山下川、旧三沢川、三沢川、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領用水があり、鶴見川水系では、片平川、麻生川、真福寺川、早野川、谷本川、矢上川、有馬川がある。市内河川毎にみると、流域が市内で完結するものが多いが、一部の流域は県域・市域を跨いでいる。市域北西部には、流域の上流域にあたり、下流域が近隣都市に広がる地域がある。それぞれ特徴があることから、それらを踏まえることが重要である。

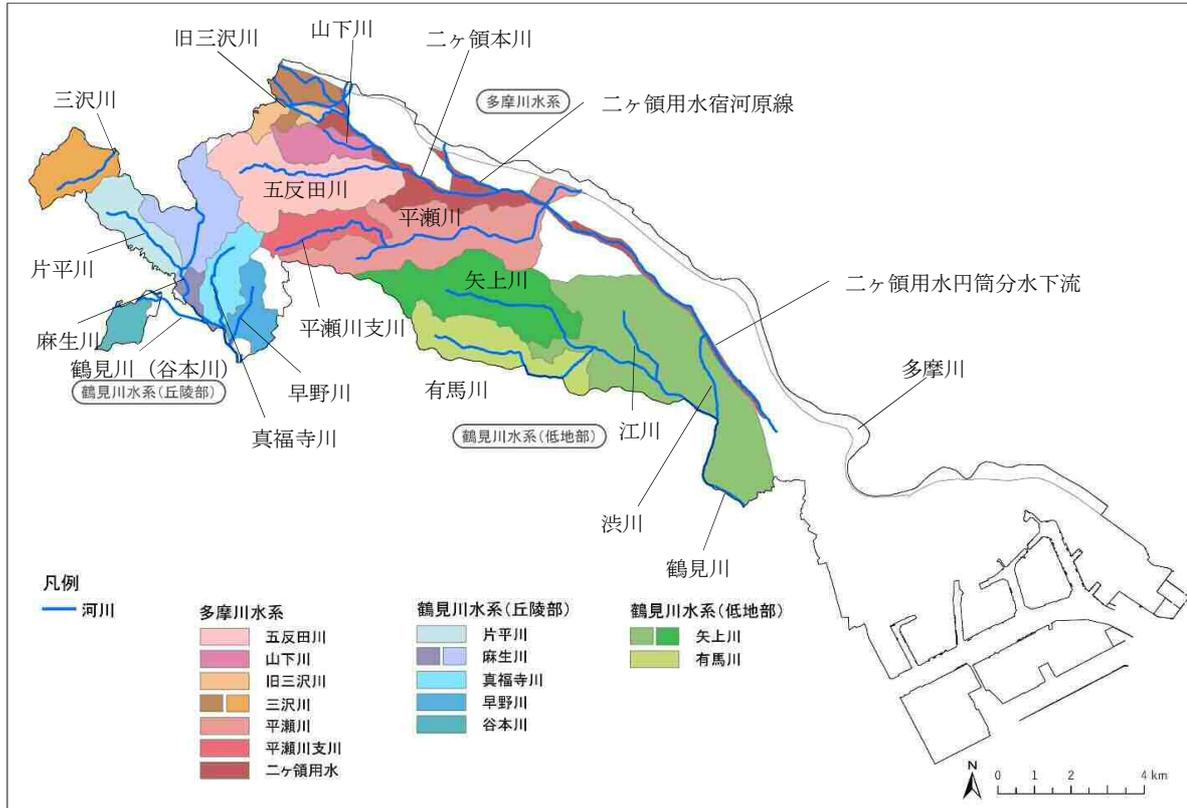


図 1-6 市内河川及びその流域界の分布（川崎市資料）

この流域での視点については「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、「生物の生息の基盤となっている場所のつながりを確保するため、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、それらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生」と記載されており、本戦略の改定にあたっては、この流域の視点を盛り込むことが重要である。

## 5 川崎市における生物多様性に関連する施策等

### (1) 川崎市の環境関連施策

川崎市の環境関連施策では、平成 30 (2018) 年 3 月に「緑の基本計画」及び「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(以下「地球温暖化対策推進基本計画」という。)を改定している。また、令和 2 (2020) 年度に計画期間を終える「川崎市環境基本計画」(以下「環境基本計画」という。)について、令和 12 (2030) 年度を計画期間として改定に向けた取組が進められているところである。

生物多様性と関連の強い「緑の基本計画」においては、3 つの基本施策として、「Ⅰ 緑のパートナーづくり」、「Ⅱ 緑の空間づくり」、「Ⅲ グリーンコミュニティづくり」を掲げている。「緑のパートナーづくり」では、全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムの更なる推進と緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた子どもたちの健全な育成と、パートナーの活動を支える情報発信を推進するとしている。「緑の空間づくり」では、生物多様性の保全などに資する多様な緑について、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成するとしている。「グリーンコミュニティづくり」では、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活用」「防災」「少子高齢化への対応」の視点で活用することにより、緑を取り巻く多様な主体の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りを醸成し、さらには賑わいのあるまちへの発展をめざすとしている。これらの基本施策を進めるためプロジェクトを設定し、取組を推進していくこととしている。

### (2) 生物多様性の保全等に関連する主な計画

生物多様性の保全等に関連する主な計画として、次のものが挙げられる。

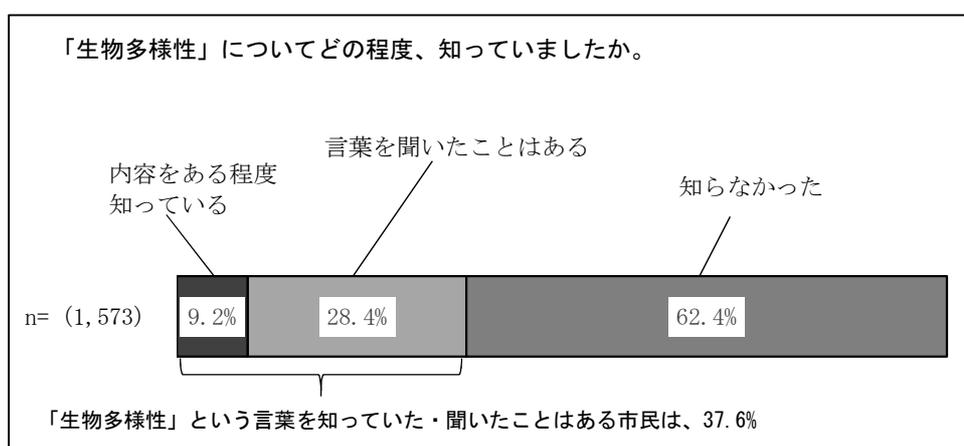
計画名	生物多様性との関わり	計画年次
環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市における環境行政の基本指針として策定</li> <li>4 つの環境要素の一つに「自然共生」を掲げ、環境要素ごとの目標として「緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす」を設定</li> <li>環境要素ごとに取り組む施策の一つとして、「都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む」の施策内容に生物多様性の保全を設定</li> <li>施策の方向性として、市域に生息する生物の生息・生育地の保全・創出に向け、生物多様性の保全に努め、身近な生き物とふれあえる機会の確保などの取組の推進を設定</li> </ul>	R3 (2021) ～ R12 (2030)
緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定</li> <li>緑の役割の一つとして「樹林地、農地、河川及び運河等は、生き物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たす」と記述</li> <li>基本施策の一つとして「緑の空間づくり」を位置づけ、生物多様性の保全に資する多様な緑について、緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成</li> </ul>	H30 (2018) ～ R9 (2027)
川崎市新多摩川プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の心のふるさとと呼べる多摩川を市民共有の財産として再評価し、憩える環境、より豊かな河川空間の創出をめざすための計画として策定</li> <li>基本目標の一つとして「自然と調和した美しい多摩川へ」を位置づけ、多摩川が市民の記憶に残る風景となるよう、より自然豊かな多摩川の再生を推進</li> </ul>	H28 (2016) ～ R7 (2025)

計画名	生物多様性との関わり	計画年次
(仮称)川崎市大気・水環境計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>水環境保全計画を統合して策定</li> <li>「だれもが健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちをめざす」の実現に向け、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的にわかりやすく取りまとめた計画</li> <li>水質などの環境保全とともに、水辺に親しむ機会の創出など、市民実感や環境配慮意識向上に向けた取組の方向性を提示</li> </ul>	R3(2021) 策定予定
地球温暖化対策推進基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策等が経済・社会的側面にも関わるまちづくりの諸課題の解決に資することを踏まえ、地球温暖化対策等によって得られる「多様な便益(マルチベネフィット)」に着眼し、策定</li> <li>基本的方向に「多様なみどりが市民をつなぐまち」、「気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」を掲げ、方向性として、それぞれ「緑地の保全・緑化等の推進」、「気候変動適応策の推進」を位置づけ</li> </ul>	H30(2018) ～ R12(2030)
川崎市都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市づくりを進めるための指針として策定</li> <li>都市づくりの基本方針の一つに「緑と水の豊かな環境に配慮したまちづくり」を掲げて都市づくりの方向性を提示</li> </ul>	H29(2017) ～
生田緑地ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想として策定</li> <li>取組の視点の一つとして「生田緑地の生物を守るために、生物の生育・生息空間の保全・再生・創出」を推進し、生物多様性に配慮している</li> </ul>	H23(2011) ～
二ヶ領用水総合基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>二ヶ領用水を、治水機能・利水機能・環境の機能に加えて、歴史的な側面からも見つめ直し、伝統や物語等も未来につなげ、安全で心豊かな都市空間の創造をめざすために策定</li> <li>基本方針「市民に身近な二ヶ領用水を整える」の推進施策に「多自然整備」を位置づけ、生物多様性における河川の重要性等について記述</li> </ul>	H25(2013) ～
「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者、行政の協働により、緑豊かで魅力ある臨海部を形成していくために、基本理念、将来像、取組の方針や方向を示すものとして策定</li> <li>臨海部において緑を創出していくことは、生物多様性の保全に貢献するものとして記述</li> </ul>	H24(2012) ～
川崎港緑化基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際線の開放や環境との共生を考慮した親水空間など、港ならではの求められる機能や港湾緑地の活用方策等を検討し、市民等に憩いと安らげる場を提供することを目的として策定</li> </ul>	H28(2016) ～
臨海部ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の「力強い産業都市づくり」の中心を担う臨海部について、「30年後を見据えた目指すべき将来像」とその実現に向けた戦略や取組の方向性を示すものとして策定</li> <li>多摩川など恵まれた地域資源の活用や、設備投資の促進と効果的な緑の創出を両立する仕組み作りの検討など、産業と環境の高度な調和を図る必要性を示す</li> </ul>	H30(2018) ～
川崎市農業振興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の農業の新たな課題や期待へ対応するため、次世代に引継ぐかわさきの『農業』～『農』を育て・創り、活かし・繋ぐ～を基本目標として策定</li> <li>農産物の生産供給機能としてだけでなく、生物の生育・生息空間としての役割を有するなど、農地の多面的な機能等について記述</li> </ul>	H28(2016) ～ R7(2025)

### (3) 生物多様性に関する認知度について

川崎市が、平成 30 (2018) 年に実施したインターネット調査では、「生物多様性について、内容をある程度知っている人」の割合が 9.2%、「生物多様性について、聞いたことはある人」の割合が 28.4%であり、「生物多様性について内容をある程度知っている・聞いたことはある人」の割合は、37.6%となっている。

また、内閣府が令和元 (2019) 年に実施した環境問題に関する世論調査によると、「生物多様性という言葉の意味を知っていた」と答えた人の割合が 20.1%、「生物多様性の意味は知らないが言葉は聞いたことがあった」と答えた人の割合が 31.7%であった。さらに、神奈川県が令和元 (2019) 年度に実施した県民ニーズ調査結果によると、「生物多様性の言葉の意味を知っている」という人の割合が 37.0% (うち川崎地域では 41.9%)、「生物多様性の意味は知らないが言葉は聞いたことはある」という人の割合が 32.2% (うち川崎地域では 28.1%) であった。



平成 30 (2018) 年度インターネットアンケート調査結果 (川崎市)